

# 平成 31 年度 償却資産(固定資産税)の申告について 《申告の手引き》

千葉県印旛郡酒々井町

平素より酒々井町税行政の推進につきましては、格別のご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地・家屋のほかに、事業用の償却資産にも課税されます。事業用の償却資産を所有する方は、個人・法人に関わらず、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在、酒々井町内に所有している事業用の償却資産について申告をしていただく義務があります。この手引きを参考に、申告書等を作成の上、下記の提出期限までに申告書等の提出をお願いいたします。

## ○ 申告書提出期限 **平成31年1月31日（木）**

期限後申告は、税額の修正・訂正を伴うことがあるため、納税者皆様の負担となることもあります。また税の公平性からも期限内の申告書提出にご協力ください。提出は窓口への持参、郵送、電子申告（エルタックス）にてお願いいたします。  
※郵送による提出で申告書の控えが必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印し返送いたします。

（注） 返信用封筒が同封されていない場合は、返送できません。

## ○ 提出書類

**1 償却資産申告書 2 種類別明細書(全資産・増加資産用、減少資産用)**

※上記様式は、町 HP よりダウンロード可能です。

## ○ 電子申告（インターネットによる申告）について

地方税ポータルシステム( eLTAX : エルタックス)を利用した電子申告（インターネットによる申告）については、eLTAX ホームページ( <http://www.eltax.jp/>)をご参照ください。

## ○ 提出先・お問い合わせ先

酒々井町役場 税務住民課 資産税班

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台 4 丁目 11 番地

TEL 043-496-1171（代表電話）内線 115

# 目 次

1 償却資産とは	1
2 申告が必要な方	1
3 申告の対象となる償却資産	2
4 申告の対象にならない資産	4
5 非課税・課税標準額の特例について	5
6 評価額・税額の計算について	5
7 「太陽光発電設備」について	7
8 申告書・明細書について	8
9 その他	8

## ＜1 償却資産とは＞

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業や漁業等をされている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、**土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。**

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として貸し付けている場合も含めます。但し、漁業権・特許権・ソフトウェアなどのような無形固定資産、自動車税、軽自動車税の課税対象となっている自動車などは課税対象とはなりません。

## ＜2 申告が必要な方＞

酒々井町内で事業を行っており償却資産をお持ちの方は、地方税法383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくことになります。

前年度に申告がある方、酒々井町内に償却資産をお持ちと思われる方にこの申告書等をお送りしておりますが、償却資産をお持ちでない場合、廃業・転出などのため酒々井町内に償却資産がなくなった場合についても、申告書の備考欄にその旨記入し、申告書の提出をお願いします。

## ◎リース資産と申告

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次の表のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
<通常の賃貸借契約によるリース資産>	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
<実際の売買にあたるようなリース資産>	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

○「実際の売買にあたるようなリース」とは、リース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価にて譲渡、または無償とかわらない名目的な再リース料で再リースする条件のリースです。

○平成19年度の税制改正により、平成20年4月1日以降に締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については、所得税・法人税法上は売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のおりリース資産の貸し手側（リース会社等）が所有者として申告する必要があります。

○所有権移転外ファイナンスリースに係るリース資産については、所有者（リース会社）が該当資産を取得した際における取得価額が20万円未満である場合は、申告対象外となります。（平成21年度以降の固定資産税（償却資産）から適用）

### ◀ 3 申告の対象となる償却資産 ▶

平成31年1月1日現在で、事業の用に供することができる資産のうち、下記の要件にあてはまる資産が申告の対象になります。

- (1) 土地、家屋以外の有形固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産
- (2) 耐用年数が1年以上で、かつ取得価額(資産1個又は1組あたり)が10万円(取得時期によっては20万円)以上の資産
- (3) 賃借人(テナント)などが付けた内装、造作、建築設備などの資産  
賃借人等が付けた内装、造作、建築設備などで事業の用に供することができる資産は、賃借人等が申告する必要があります。(地方税法343条第9項)

### ◎償却資産の主な種類と耐用年数

資産種類	課税対象になるもの	耐用年数	課税対象になるもの	耐用年数	課税対象になるもの	耐用年数
構 築 物	簡易な間仕切り	3	金属造の焼却炉・煙突	10	ブロック塀	15
	工場緑化施設	7	通信用光ファイバー線	10	受・変電設備	15
	アスファルト舗装路面	10	コンクリート造下水道	15	金属造広告塔	20
	街路灯・ガードレール	10	コンクリート路面舗装	15	庭園	20
機 械 及 び 装 置	総合工事業用設備	6	食料品製造業用設備	10	洗濯業用設備	13
	業務用機械製造用設備	7	無人駐車料金徴収装置	10	理容・美容業用設備	13
	ガソリンスタンド設備	8	機械式駐車場設備	10	自動車整備業用設備	15
	飲食店用設備	8	倉庫業用設備	12	太陽光発電設備	17
車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト	4	台車		その他のもの	
			金属製のもの	7	自走能力有するもの	7
			その他のもの	4	その他のもの	4
自動車税・軽自動車税が課税されるものは対象とはなりません。大型特殊自動車「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900から999」は申告対象になります。						

工 具 器 具 及 び 備 品	看板・ネオンサイン	3	複写機	5	冷蔵庫・冷凍庫	6
	スポーツ具	3	レジスター	5	調剤機器	6
	じゅうたん・カーテン	3	接客業用応接セット	5	電話・通信機器	6
	テレビゲーム機	3	厨房用品	5	放送機器	6
	スロットマシン	3	理容・美容機器	5	レントゲン	6
	パソコン	4	ガス湯沸器	5	歯科診療用ユニット	7
	サーバー	5	無人駐車管理装置	5	陳列棚(冷凍冷蔵機無)	8
	プリンター	5	焼却炉	5	ベッド	8
	自動販売機・両替機	5	冷暖房機器	6	事務用机・イス(金属)	15
	テレビ	5	陳列棚(冷凍冷蔵機付)	6	室内装飾品(金属)	15

※上記にない償却資産の耐用年数は、『「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、第5及び第6』を参照してください。

◎共同住宅等の屋根に太陽光発電設備を設置している場合、償却資産として固定資産税の課税対象となり、同様に申告をしていただく場合があります。

詳しくは「7「太陽光発電設備」について」を参照してください。

#### ◎主な業種ごとの償却資産の例

業 種	資 産 の 名 称
各業種共通	受変電・自家発電等の電気設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、舗装路面、門・塀、看板、広告設備、エアコン、内装（テナントが施工したもの）、基礎のない物置 等
一般事業（事務所）	応接セット、キャビネット、ロッカー、パソコン、金庫、複写機、LAN設備 等
不動産賃貸（アパート等）・駐車場	緑化施設等の外構工事、駐車場舗装（アスファルト）、自転車置場、屋外灯、駐車場用機械設備、その他屋外の設備 等
小売店・飲食店	レジスター、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、テーブル、イス、カウンター、自動販売機、陳列ケース・陳列棚 等
写真店	写真現像焼付設備、パソコン、デジタル複写機 等
ガソリンスタンド	独立キャノピー、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除害設備、屋外照明設備、給油装置、洗車装置、ホイールバルンサー、コンプレッサー等
建設業	ブルドーザ、スィーパー等建設用大型特殊自動車、掘削機、測量機器等
理容・美容業	理美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、テレビ、レジスター、サインポール、消毒殺菌機 等
病院	ベッド、手術台、X線装置等の医療用機器、給食用厨房用品、薬品戸棚、キャビネット 等
農業・畜産業	乾燥機、草刈機、サイロ、搾乳機、田植機（軽自動車税の課税客体を除く。）等
太陽光発電	事業用の太陽光発電設備、住宅用で10kw以上の太陽光発電設備 ※課税標準の特例の適用は、設置の時期・条件等により異なります。 別添「7「太陽光発電設備」について」を参照ください。

取得価額が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。詳しくは、次の表を参考にしてください。

取得価額	経理区分と申告の要否			
	一般減価償却	中小企業特例(※1)	3年一括償却(※2)	一時損金参入(※3)
10万円未満	必要 (個人は不要)	必要(※4)	不要	不要
10万円以上 20万円未満	必要	必要	不要	
20万円以上 30万円未満	必要	必要		
30万円以上	必要			

(※1) 取得価格が10万円以上30万円未満の資産を一時に損金(必要経費)に参入するもの(H18.4.1~H30.3.31までに取得した資産のうち、国税で「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が適用となっても、固定資産税にはその特例が適用されないので申告の対象となります。)

(※2) 取得価格が20万円未満の資産を3年で均等償却するもの

(※3) 取得価格が10万円未満または使用可能期間が1年未満の資産を一時に損金(必要経費)に参入するもの

(※4) 取得価格が10万円未満で中小企業の特例を適用できる資産は、H15.4.1~H18.3.31までに取得したものです

#### ≪4 申告の対象にならない資産≫

次の資産は、固定資産税の対象にならないため、申告の必要はありません。

- ①自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産(普通自動車・軽トラック・農耕用小型トラクタ等)
- ②無形固定資産(ソフトウェア、商標権、特許権、営業権など)
- ③繰延資産(開業費、試験研究費等)
- ④棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- ⑤非減価償却資産(書画・骨とう等。ただし、複製のようなもので装飾的な目的のみ使用しているものは申告対象)
- ⑥生物(ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象)
- ⑦耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入したもの
- ⑧取得価格が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却したもの

#### 【家屋と償却資産の区分について】

税務会計上、建物として一括で減価償却している場合でも、地方税法では、家屋評価に含まれないものは、償却資産として取り扱われます。

設備の種類	償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの	
電気設備	電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト	屋内一般照明器具
	中央監視制御装置	中央監視制御装置一式	
	配線設備	生産事業用機器動力配線一式、屋外電灯配線	屋内電灯配線
	受変電設備	変圧器、配電盤等一式、キューピクル等	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機等	

給排水設備	屋外給排水設備、独立高架水槽、井戸等	屋内給排水設備
暖房設備	電気暖房器具(蓄熱暖房器具等)、FF式ストーブ等	温水暖房設備
衛生厨房設備	洗濯機、炊飯器、脱水機等	洗面器、大小便器等
ガス設備	生産事業用ガス設備、屋外ガス設備等	屋内配管
消火設備	ホース、消火器、屋外消化栓、屋外貯水槽等	消化栓設備、スプリンクラー
空調設備	生産事業用の空調設備、クーラー等	ダクト、換気設備等
運搬設備	ベルトコンベアー、クレーン等	エレベーター、エスカレーター等
店舗及び事業用 造作設備	簡易間仕切、カウンター、陳列棚、ショーウィンドウ等で容易に取り外しできるもの	家屋と不可分一体となっているもの

## ＜5 非課税・課税標準額の特例について＞

### ① 非課税

地方税法（第348条、附則第14条）に規定する要件を満たす償却資産には、固定資産税は課税されません。

該当する資産をお持ちの方は、非課税申告書・添付資料などの提出が必要になります。詳細はお問い合わせください。

### ② 課税標準額の特例

社会政策・経済政策の見地から、地方税法（第349条の3、附則第15条等）に規定する要件を満たす償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当する資産をお持ちの方は、特例を受けることを証明する資料などの添付が必要となります。詳細はお問い合わせください。

## ＜6 評価額・税額の計算について＞

### ① 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ計算し、評価額を算出します。

<計算式>

(A) 前年中に取得した資産：初年度

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{減価率}(\%) \times 1/2) = \text{評価額}$$

(B) 前年前に取得した資産：2年度目以降

$$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$$

※ 減価率は、法定耐用年数に応じた減価率で、償却資産の評価額の計算には旧定率法の減価率が用いられます。 ※下記「減価率及び減価残存率一覧表」参照

2年度目以降は、毎年(B)の方法により算出した評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、評価額を取得価額の5%に据置きます。(評価額の最低限度)

なお、耐用年数が改正された資産の場合、前年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価率を乗じて算出します。取得年まで遡って再計算するものではありません。

◎減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数 (年)	減価率	減価残存率		耐用年数 (年)	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-減価率÷	1-減価率			1-減価率÷	1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	21	0.104	0.948	0.896
6	0.319	0.840	0.681	22	0.099	0.950	0.901
7	0.280	0.860	0.720	23	0.095	0.952	0.905
8	0.250	0.875	0.750	24	0.092	0.954	0.908
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912
10	0.206	0.897	0.794	26	0.085	0.957	0.915
11	0.189	0.905	0.811	27	0.082	0.959	0.918
12	0.175	0.912	0.825	28	0.079	0.960	0.921
13	0.162	0.919	0.838	29	0.076	0.962	0.924
14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	60	0.038	0.981	0.962

② 簡単な計算例

(1) 前年中（平成 30 年中）に取得した資産の計算例

取得年月（平成 30 年 3 月）取得価額（5,000,000 円）

耐用年数（10 年）減価率（0.206）

年度	評価額計算式
平成 31 年度	$5,000,000 \times (1 - 0.206 / 2) = \underline{4,485,000}$

(2) 前年前（平成 29 年以前）に取得した資産の計算例

取得年月（平成 28 年 5 月）取得価額（2,000,000 円）

耐用年数（7 年）減価率（0.280）

年度	評価額計算式
平成 29 年度	$2,000,000 \times (1 - 0.280 / 2) = \underline{1,720,000}$
平成 30 年度	$1,720,000 \times (1 - 0.280) = \underline{1,238,400}$
平成 31 年度	$1,238,400 \times (1 - 0.280) = \underline{891,648}$

### ③ 税額の計算方法

<計算式>

課税標準額 ※ (1,000 円未満切捨) × 税率 (1.4%) = 税額 (100 円未満切捨)

課税標準額とは、酒々井町内に所在する償却資産の決定価格 (評価額) の合計です。

土地や家屋を所有している場合、土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計に税率を乗じ、税額を算出します。また課税標準の特例の適用を受ける資産は、適用後の価格が課税標準額となります。

### ④ 免税点

償却資産の課税標準額が 150 万円未満の場合、償却資産に固定資産税は課税されません。ただし、課税標準額が免税点未満の場合でも、申告書の提出は必要です。

#### <7「太陽光発電設備」について>

太陽光発電設備は償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。以下①の『設置者および発電規模別の課税区分』および②『発電に係る設備の部分別評価区分』をご参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。

①および②をご参考に確認していただいた結果、所有されている太陽光発電設備が課税の対象となる場合、設置の時期・条件によっては課税標準額を一定期間減らすことができる場合があります。(再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例) <5 非課税・課税標準額の特例について> をご参照ください。

#### ① 設置者および発電規模別の課税区分

設置者	売電方法	申告の必要性
個人 (住宅用)	全量売電	発電出力が 10KW 以上の場合は、償却資産の申告が必要です。
	余剰電力の売電	
	全量を家庭で使用(売電しない)	申告は不要
法人 個人 (事業用)	全量売電	発電出力や売電方法に関わらず事業用の資産となり、償却資産の申告が必要です。
	事業で使用した余剰電力の売電	
	全量を事業で使用(売電しない)	

#### ② 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材 (屋根材など) として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所 (地上や家屋の要件を満たしていない構築物など) に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却



※家屋：家屋として評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

※償却：償却資産に該当します。償却資産として申告が必要です。

※資産の種類及び耐用年数

・機械及び装置 法定償却期間…17年

※申告書の書き方等は、別紙記載例を参照ください。

## ＜8 申告書・明細書について＞

### ① 初めて申告される場合

・提出書類・・・償却資産申告書(複写式)・種類別明細書(全資産・複写式)

### ② 前年以前に申告されている場合

・提出書類・・・償却資産申告書・種類別明細書(増加・減少・複写式)

※前年以前に酒々井町に種類別明細による申告があった場合、酒々井町管理の種類別明細書を同封いたしますので、資産の確認、または異動の申告にご利用ください。

※非課税・課税標準の特例などの適用を受けるために必要な書類がある場合は、上記申告書などに添付して提出してください。

前年から資産の異動がない場合も、申告書の提出は必要です。

### ③ 酒々井町内に資産がなくなった場合

・提出書類・・・償却資産申告書(前年中減少欄に金額記入し、備考欄に抹消等の旨ご記入の上、ご提出ください)

※申告書が提出されない場合、税務署等に調査を行うことがございます。

※減少資産のある場合、極力、減少資産用種類別明細書の提出をお願いいたします。

## ＜9 その他＞

### ① 固定資産税の納付などについて

#### ○ 納税通知書の送付

4月中旬頃に、土地・家屋(お持ちの場合)・償却資産を合わせた固定資産税の納税通知書を郵送いたします。

#### ○ 納期

酒々井町では、固定資産税を4月、7月、12月、翌年2月の4回の納期に分けて納めていただくことになります。

#### ○ 縦覧

4月1日から第1期の納期限まで(閉庁日を除く)、納税義務者ご本人(法人を含む)の固定資産の縦覧ができます。また、縦覧期間内は、ご希望により固定資産税課税台帳の写し(名寄帳の写し)を無料で交付しています。縦覧に際して持参していただくものは下記の通りです。なお、郵送による課税台帳の写しの請求も可能です。

＜持参物＞

- ・申請者(窓口に来られる方)の印鑑と本人確認書類(免許証など)
- ・代理人の場合は、納税義務者(法人の場合は、代表者)の委任状

### ② 企業電算処理方式による申告について

企業電算処理によって申告される方は、毎年度、所有している全資産について評価額・課税標準額を算出した上で、全資産を記載した種類別明細書を添付し、申告を行ってください。

### ③ 不申告又は虚偽の申告を行った場合

正当な理由がなく申告を行わなかった場合、又は申告の内容に虚偽があった場合は、地方税法(第385条・第386条)の規定により過料または罰金を科せられることがあります。

◎その他、申告にあたってご不明な点については、下記までお問い合わせください。  
お問い合わせ先  
酒々井町役場 税務住民課 資産税班  
〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台 4 丁目 11 番地  
TEL 043-496-1171 (代表電話) 内線 115